

立憲民主党の木戸口英司です。私は、立憲民主・社民を代表し、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案について質問いたします。

1. 与党幹部等の役職辞任について（総理）

緊急事態宣言下における深夜の行動の責任を取り、自民・公明与党幹部2氏が党役職を辞任したことに続き、文部科学副大臣と自民党幹部が役職を辞任しました。そのうちの一人が議員辞職する事態ともなっています。この時に、国民の私権制限と罰則を強化する特措法改正案が審議され、緊急事態宣言の延長が図られようとしています。国民の理解・協力は得られるでしょうか。得られないとすれば、この危機は乗り切ることが絶対にできません。総理は国民に対しどう申し開きしますか。

新型コロナウイルスに襲われ亡くなられる方が、全国で連日増加しています。1日現在、5752人。病院での治療も受けられずに亡くなられる方も増えてきており、救える命はなかったのか。心から哀悼の誠を捧げます。

2. 自殺防止対策について（総理）

救える命があったのではないか。厚生労働省によると、昨年の自殺者数は速報値2万9百19人で、前年を750人上回ったとされます。リーマン・ショック後の2009年以来、11年ぶりの増加となります。特に、女性が14.5%増え、働く女性で増加が目立っています。また、小中高生の自殺者数は過去最多の440人にも上っています。雇用悪化で非正規労働者数が減少に転じ、コロナ禍のしわ寄せは社会的に弱い人ほど受ける現実があります。求められる支援は年代や性別、地域によって異なり、国や自治体は民間とも連携し自殺の背景を詳細に調査し、きめ細かい支援に努める必要があります。現状認識と自殺対策の取組について総理の所見を伺います。

3. 緊急事態宣言の解除について（総理）

2月7日に期限が迫る緊急事態宣言について、延長は不可避となっています。菅総理は「1ヶ月後には必ず事態を改善させる」としていましたが、対象区域の新規感染者数と医療体制等の大幅な改善には至りませんでした。

① 対象区域の現状に対する認識とさらなる対策の必要性について

対象区域の現状に対する認識と延長は1ヶ月程度といわれておりますが、解除要件となるステージ2が見通せる状態となるにはさらなる対策が必要と考えますが総理の所見を伺います。

② 宣言発令が早ければ、解除を早めることができたのではないか

新型コロナウイルス感染症対策分科会からは、昨年12月23日、「飲食店などの営業時間のさらなる短縮の要請を含め会食・飲食による感染拡大リスクを徹底的に抑える」よう緊

急事態に匹敵する対策を求める提言が出されています。しかし、政府は緊急事態宣言発令が求められていないとし、1月7日の宣言発令まで十分な対応をとってこなかったといえます。緊急事態宣言発令がもっと早ければ、感染拡大を早期に押さえ込み、解除を早めることができたと考えますが、総理の所見を伺います。

4. 菅政権の対応の遅れと対策の不作为について（総理）

G o T oキャンペーン停止、海外からの入国停止、緊急事態宣言再発令、特措法改正等、菅総理の判断に対し後手であったとの批判が強まっています。「精一杯取り組んでいる」との総理答弁もありましたが、政治、わけても危機管理は結果責任であることから批判は当然です。

そもそも、政府において感染症対策への備えがされてきたのかが問題です。厚生労働省が新型インフルエンザ流行後の2010年にまとめた感染症対策に関する報告書の提言は、事実上放置されてきました。提言では、国立感染症研究所や保健所、PCR検査、医療提供等の体制強化等への取組を求めています。また、厚生労働省が感染症指定医療機関の体制改善を2017年に総務省から勧告され、全国調査を行ったにもかかわらず、結果の取りまとめすらなされていませんでした。

これら政府の感染症対策の不作为を認め、これまでの取組を検証し、対策と態勢の抜本的な立て直しが必要と考えますが総理の所見を伺います。

5. 医療体制の逼迫を解消する具体的な取組について（総理）

感染判明後に入院や宿泊療養などの振り分けが調整中となっている人が全国で9012人、自宅療養者数は2万6130人に上っています。保健所の業務の逼迫、医療従事者やベッドの不足で、入院や療養先の調整が追いついていないこともあり、在宅で亡くなる人が増えています。民間病院による後方支援等も含め病院間の連携に向け、医療関係団体による協議や自治体と医療機関の話し合いが精力的に進められています。菅総理は衆院予算委員会の答弁で、「体制ができていないことは責任者として大変申し訳なく思う」と陳謝しました。一方で「3次補正予算は医療について必要な予算はしっかり確保している」とも答弁しています。そこからは逼迫する医療の体制立て直しへの国のリーダーシップも道筋も見えてきません。政府の具体的な取組について総理に伺います。

6. 改正案に「新型インフルエンザ等対策推進会議」を位置づけることについて（総理、厚労大臣）

改正案において、新型インフルエンザ等対策有識者会議を「新型インフルエンザ等対策推進会議」として法的に位置づけることとなります。これまでも、対策の決定過程において、政治と専門家の役割分担の不安定さが国民に不安と不信を与えてきたといえます。尾身分科会会長もインタビューで「専門家の意見を聞き、大所高所から政府が判断する、そういう

関係がなかった。採用するか、しないかの理由をきちんと説明するのが政府としてあるべき姿だ」と述べています。菅総理はことあるごとに「専門家の意見を聞いた上で」との答弁がありますが、問題は決定に至る過程の説明責任が不十分な点にあります。

①厚生科学審議会感染症部会の議事に対する政府説明について（厚労大臣）

厚生科学審議会感染症部会が改正案に概ね賛成だったとする政府説明は、多くの委員が罰則に反対か慎重であった事実を覆い隠すもので看過できません。改めて、厚生労働大臣に説明を求めます。

②政治と専門家の役割分担について（総理）

法改正で専門家による会議が規定されるこの機会に、政治と専門家の役割分担について再構築するべきと考えますが総理の所見を伺います。

7. 「まん延防止等重点措置」について（総理）

特措法等改正は全国知事会からも再三提言として出され、野党としても改正案を先の臨時国会に提出しております。特措法の課題を認識しながら、その改正を緊急事態宣言再発令に至るまで放置してきた政府の責任は大きいといえます。改正案はまさに突貫工事、立法事実もあいまいで、感染抑制に効果的か、事業者への支援は十分か、国民の権利制限と罰則は妥当か、議論の余地は数多です。

感染拡大を未然に防ぐとし、緊急事態を宣言していない地域でも、都道府県知事に事業者への営業時間短縮の命令等を認める「まん延防止等重点措置」が創設されます。違反した場合には過料を科すこととなります。

①公示の判断基準について

まず、当措置を公示する要件は政令で定めるとしてありますが、公示の判断基準について総理に伺います。

②命令及び過料の運用について

また、緊急事態が宣言される前において、国民の権利を制限し、罰則が導入されることについて、国民の権利保障の観点から命令及び過料は抑制的な運用であるべきと考えますが所見を伺います。

③国会のチェックについて

内閣と都道府県知事の権限と裁量が拡大されることから、国会のチェックは必要です。公示、期間や区域の変更、解除等の各段階において、国会への速やかな報告を求めますが、対応方針について伺います。

8. 事業者への十分な支援と必要な財政措置について（総理）

時短要請等で影響を受ける事業者に対する十分な支援は、地域経済と雇用を守るために必須です。今回の改正案によって、事業者への支援措置を講ずることは国や地方自治体に課せられた義務となり、事業者に対する「必要な財政上の措置その他の措置」を講ずるものと

しています。要請等による経営への影響や事業規模等も勘案したきめ細やかで十分な支援を行うことを求めます。

① 「財政上の措置その他の措置」に関し、具体的な支援策について

まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発出された際のそれぞれの段階において、「財政上の措置その他の措置」に関し、具体的にどういった支援をどの程度行うことを考えているのでしょうか、総理に政府の方針を伺います。

十分な支援がなされないまま要請を受け入れた事業者が倒産するようなこととなれば、受忍限度を超えるのではないのでしょうか。所見を伺います。

② 時短要請の対象外の事業者や宣言区域外の事業者への支援について

また、時短要請の対象外の事業者、さらに、宣言区域外の事業者の経営にも幅広く影響が及んでいることから、売上減少の著しい事業者に対し給付金等の支援策を再度検討する必要があると考えますが、所見を伺います。

9. 差別の防止に係る国の具体的な取組について（総理）

新型コロナウイルスの感染者や治療にあたる医療従事者、また、その家族等に対する差別や偏見、心ない誹謗中傷等、人権が脅かされる悪質な事例がいまだ後を絶たないことは憂慮すべき問題です。こうした行為は、当事者への人権侵害に留まらず、積極的疫学調査を始め感染症拡大防止の取組に負の影響を及ぼしかねません。法改正で差別の防止に係る国及び地方自治体の責務が規定され、国としても広報、教育や啓発、相談窓口の充実・強化、差別を受けた方への支援等、一層の対策が求められますが、具体的な施策について総理に伺います。

10. 感染症法改正にあたり同法に対する認識について（総理）

感染症法改正案について、同法はその前文において、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要」とうたい、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。」としています。感染症を予防するだけでなく、感染症の患者に対する「良質かつ適切な医療」の提供を確保することが求められているのです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療崩壊が叫ばれ、とても「良質かつ適切な医療」が提供されている状態とは言えません。また、過去様々な感染症において繰り返されてきた差別、偏見という歴史を教訓として生かしていないことも事実です。

法改正にあたり、今一度、政府は前文にうたわれていることの意義を改めて強く認識し、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保する必要があると考えますが総理の所見を伺います。

11. 感染症法改正による罰則について（総理・厚労大臣）

本法案の当初の政府案は、入院措置に応じない又は入院先から逃げた感染者や保健所による積極的疫学調査を正当な理由なく拒否した者等に対し、刑事罰を科すという、とても容認できる内容ではありませんでした。

しかも、事例の具体的なデータが示されずに立法事実もあいまいで、罰則を設けることによる抑止効果が判然としないこと、罰則を設けることでかえって検査を受けることを忌避する、患者や調査対象者と保健所等の職員との間でトラブルが発生する可能性が高まるのではないかという懸念が指摘されてきました。

法案の修正を経て、行政罰である過料は科せられるものの、刑事罰ではなくなった点は一定の評価はしたいと思います。そもそも入院したくともできない方々がたくさんいる中で、宿泊療養等の協力の求めに応じない方に入院勧告・措置を行い、罰則を科すことには強い疑問を感じざるを得ません。

① 感染症法改正の趣旨と人権が損なわれることのない運用に対する説明について（総理）

改めて、感染症法改正の趣旨と人権が損なわれる運用はないことを総理から国民に丁寧な説明を求めます。

②保健所等の職員を支援する政府の役割について（厚労大臣）

また、衆議院における修正を踏まえた改正案の趣旨に基づき、入院措置に応じない方等に対して、罰則による抑止ではなく、その必要性をいかに丁寧に伝えて理解いただくのが重要であり、多忙極める保健所等の職員が本来の職務を遂行できるよう支援する政府の役割は大きいと考えますが厚生労働大臣の所見を伺います。

12. 医療関係者等への協力要請と勧告・公表について（総理）

感染症法改正案では、厚生労働大臣、都道府県知事は緊急の必要があると認めるときに、医療関係者等に必要な協力を求めることができるとし、要請に応じなかった場合に勧告を行い、「正当な理由」なく勧告に応じなかった場合にはその旨を公表することができるとしています。何故、病床確保が進まないのか、医療機関が抱える課題と不安を払拭することこそが、解決の必須条件と考えます。

そもそも医療崩壊は、地方においては医師の不足と地域及び診療科偏在という形ですでに顕在化し、感染症の拡大で都市部においても医師の不足を大きな要因とする医療の脆弱性が明らかになったと言えます。

眼前の医療崩壊を防ぐ対策に全力を上げるとともに、病床削減に力点が置かれたこれまでの医療改革を転換し、中長期的な視点で、医師の適正な養成と配置を図る抜本的な改革に早期に取り組むことが必要と考えますが総理の所見を伺います。

13. ワクチン接種について（担当大臣）

4月以降の開始を見込む高齢者へのワクチン接種について、政府は3ヶ月以内に完了できるように自治体に体制整備を求めています。前例のないプロジェクトとなります。

①自治体に対する支援策について

集団接種を想定した訓練が1月27日、川崎市で行われ、所要時間や人員体制等、課題も明らかとなっています。会場や人材確保、ワクチンの保管・運搬体制の構築等、困難な準備に挑む自治体に対する支援策について担当大臣に伺います。

②新システム構築と運用について

接種券の配布開始まで約2カ月となる中、政府は接種状況を管理するための新システムを構築するとしていますが、運用は接種開始に間に合うのか、導入に向け市町村の新たな負担とならないか、システムの概要と合わせ伺います。

③我が国へのワクチン供給の見通しについて

また、ワクチン接種が先行している米欧において需要急増のため供給が追い付かず、接種計画の遅滞が問題化し、ワクチン争奪戦ともいわれます。我が国へのワクチン供給は計画通りとなるか見通しについて伺います。

菅総理は施政方針演説で「国民の皆さんの希望を実現したい」と述べています。憲法第13条「幸福追求権」の前提は「個人の尊重」とされています。法改正にあたり、立憲民主党は政府にこの点を強く求め、また、自らに課し、コロナ禍を克服し、国民の命と生活を守る政治に邁進することを誓い、質問を終わります。